【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月1日

【会社名】 株式会社大林組

【英訳名】 OBAYASHI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白石 達

【本店の所在の場所】 東京都港区港南2丁目15番2号

【電話番号】 03-5769-1017

【事務連絡者氏名】 本社総務部総務課長 宮田 真澄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目15番2号

【電話番号】 03-5769-1017

【事務連絡者氏名】 本社総務部総務課長 宮田 真澄

【縦覧に供する場所】 株式会社大林組横浜支店

(横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23番地2)

株式会社大林組名古屋支店

(名古屋市東区東桜1丁目10番19号)

株式会社大林組大阪本店

(大阪市北区中之島3丁目6番32号)

株式会社大林組神戸支店

(神戸市中央区加納町4丁目4番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第112回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式 1 株につき金13円 その他の剰余金の処分に関する事項

ア 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 40,000,000,000円 イ 減少する剰余金の項目及びその額

イ 減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 40,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるとともに、事業内容の明確化を図るため、事業目的の追加及び一部変更を行う。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、大林 剛郎、白石 達、原田 昇三、杉山 直、土屋 幸三郎、岸田 誠、三輪 昭尚、 蓮輪 賢治、大塚 二郎、大竹 伸一及び小泉 愼一を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、歌代 正を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	5,701,253個	2,561個	6,870個	98%	可決
第2号議案	5,702,527個	1,257個	6,870個	98%	可決
第3号議案					
大林 剛郎	5,509,280個	186,634個	14,736個	95%	可決
白石 達	5,629,335個	66,579個	14,736個	97%	可決
原田 昇三	5,625,638個	70,275個	14,736個	97%	可決
杉山 直	5,625,676個	70,237個	14,736個	97%	可決
土屋 幸三郎	5,625,677個	70,236個	14,736個	97%	可決
岸田 誠	5,631,046個	64,867個	14,736個	97%	可決
三輪 昭尚	5,631,084個	64,829個	14,736個	97%	可決
蓮輪 賢治	5,630,816個	65,097個	14,736個	97%	可決
大塚 二郎	5,607,762個	88,151個	14,736個	97%	可決
大竹 伸一	5,674,615個	29,169個	6,870個	98%	可決
小泉 愼一	5,674,980個	28,804個	6,870個	98%	可決
第4号議案					
歌代 正	5,656,068個	47,724個	6,870個	98%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席 した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2 本総会における総議決権数は7,175,762個、出席した株主の議決権個数(事前行使分を含む。)は5,766,516 個であります。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、意思表示の確認ができていない議決権数は、賛成、反対及び棄権の数には加算しておりません。

以上